

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、楽天コミュニケーションズ株式会社と再販契約を締結し、それにより「BTV独自の通話サービス」をBTVスマホ音声通話付きSIMカード契約者に提供します。「BTV独自の通話サービス」の提供条件は、楽天コミュニケーションズ株式会社が提供する「楽天でんわサービス」の契約約款に準拠するものとします。

(用語の定義)

第2条 この定款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電話サービス網	主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4 相互接続点	「BTV独自の通話サービス」の提携先である楽天コミュニケーションズ株式会社とそれ以外の電気通信事業者(電気通信事業法の規定により登録を受けた者又は届出をした者をいいます。以下同じとします。))との間の相互接続協定(楽天コミュニケーションズ株式会社が他電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。))に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
5 協定事業者	「BTV独自の通話サービス」と相互接続協定を締結している電気通信事業者
6 直加入電話等設備	固定端末系伝送路設備(電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。以下同じとします。))又はIP電話設備(電気通信番号規則別表第1代11号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。))であって、別表1に掲げる当社又は協定事業者との契約に基づいて設置されるもの
7 携帯自動車電話設備	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、別表1に掲げる協定事業者との契約に係るもの
8 PHS設備	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、別表1に掲げる協定事業者との契約に係るもの
9 直加入電話等設備等	直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備
10 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。))又は同一の建物内であるもの
11 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続技術的条件
12 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 「BTV独自の通話サービス」の種類等

（「BTV独自の通話サービス」の種類）

第3条 「BTV独自の通話サービス」には、次の種類があります。

種類	内容
音声通信サービス	契約者が指定する携帯自動車電話設備又は PHS 設備の電話番号を、あらかじめ「BTV独自の通話サービス」提携先である楽天コミュニケーションズ株式会社の電気通信設備に登録(以下、「登録電話番号」といいます。)し、その登録電話番号から通信の相手先に係る直加入電話等設備等(当社が別に定めるものに限ります。)の電話番号に当社が付与した番号(0037-692 としす。)を前置して行う通信を、楽天コミュニケーションズ株式会社の装置に一旦着信させた後に接続する機能であって、当社が定める料金額を契約者に課金するサービス

（音声通信サービスの品目等）

第4条 音声通信サービスには、料金表に規定する料金品目があります。

第3章 「BTV独自の通話サービス」の提供区間等

（「BTV独自の通話サービス」の提供区間等）

第5条 当社の「BTV独自の通話サービス」は、別記1に定める提供区間等において提供します。

第4章 通信

（発信者番号通知）

第6条 契約者回線から直加入電話等設備等への通信については、発信元の音声通話番号を着信先へ通知します。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルした場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は音声通話番号を着信先へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、この定款中の第14項(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

3 発信番号通知については、契約者の自営端末設備及びソフトウェア等の機能に依存する場合があります。

（通信利用の制限等）

第7条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記7の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しく輻輳したときは、契約者が行う相手先への通信又は相手先が行う契約者への通信において着信しないことがあります。

（通信時間等の制限）

第8条 前項の規定による場合のほか、音声通信が著しく輻輳するとき又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは音声通信の通信時間又は特定の地域との音声通信の利用を制限することがあります。

（協定事業者の制約による制限）

第9条 契約者は、「BTV独自の通話サービス」の提携先である楽天コミュニケーションズ株式会社またはそれ以外の電気通信事業者の契約約款等の定めるところにより、協定事業者の電気通信サービスを使用することができない場合においては、「BTV独自の通話サービス名」を利用できない場合があります。

（通信時間の測定等）

第10条 音声通信サービスに係る通信時間の測定等については、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

第5章 料金等

(料金等に関する費用)

第11条 当社が提供する「BTV独自の通話サービス名」の料金を、料金表第1表(料金)に定めます。

(利用料の支払義務)

第12条 契約者は、「BTV独自の通話サービス」の提携先である楽天コミュニケーションズ株式会社が測定した通信時間と料金表の規定に基づいて算定した利用料の支払いを要します。

2 契約者は、音声通信サービスに関する料金について、「BTV独自の通話サービス」の提携先である楽天コミュニケーションズ株式会社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議しその事情を斟酌するものとします。

(料金の計算方法等)

第13条 料金の計算方法並びに料金に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第6章 損害賠償

(責任の制限)

第14条 当社は、「BTV独自の通話サービス」を提供すべき場合において、当社の責めに期すべき理由によりその提供をしなかったとき(当社が「BTV独自の通話サービス」提携先である楽天コミュニケーションズ株式会社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。)は、「BTV独自の通話サービス」が全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、「BTV独自の通話サービス」が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声通信サービスに係る次の料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

料金表第1表に規定する利用料(「BTV独自の通話サービス」を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(料金表に規定する料金月をいいます。)の前6料金月の1日当たりの平均の利用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算定した額)により算出します。)

3 当社および「BTV独自の通話サービス」の提携先である楽天コミュニケーションズ株式会社の故意または重大な過失により「BTV独自の通話サービス」の提供をしなかったときは、「BTV独自の通話サービス」を全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日当たりの平均の利用料とします。

(免責)

第15条 当社は、この約款等の変更により契約者の自営端末設備の改造又は変更(以下この項目において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

(利用に係る契約者の義務)

第16条 契約者は、次の事を守っていただきます。

- (1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で楽天でんわサービスを利用しないこと。

(契約者の氏名等の通知)

第17条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者(その協定事業者と「BTV独自の通話サービス名」を利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(法令に規定する事項)

第18条 「BTV独自の通話サービス名」の提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(「BTV独自の通話サービス名」の提供区間等)

第19条 当社の音声通信サービスは、次に掲げる提供区間において提供します。

相互接続点と当社の協定事業者が必要により設置する電気通信設備との間、又は当社の協定事業者が設置する電気通信設備と当社の協定事業者が別に定める者により設置される電気通信設備との接続点との間

(「BTV独自の通話サービス名」における禁止事項)

第20条 契約者は「BTV独自の通話サービス名」の利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは先導する行為
- (5) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (6) 音声通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (7) 他人になりすまして音声通信サービスを利用する行為
- (8) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、通信の輻輳を生じさせるおそれのある行為
- (9) 故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある

行為

- (10) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
- (11) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為
- (12) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

(当社の維持責任)

第 21 条 当社は、当社の協定事業者の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

(当社が行う自営端末設備の状態確認)

第 22 条 当社は、電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、又は支障のおそれがあると当社が判断した場合、契約者の端末設備の状態を確認し、その他当社が必要とする措置をとる場合があります。

料金表

通則

(料金額の表示)

1 「BTV 独自の通話サービス」に係る料金額の表示は税別額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）を表示します。

(利用料等の設定)

2 「BTV 独自の通話サービス」に係る当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定するものとします。ただし、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

3 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を料金月（1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。

(料金月の起算日の変更)

4 当社は、当社の協定事業者の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

5 当社は、料金計算方法等において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税相当額の加算)

6 第12条（利用料の支払義務）の規定その他この約款の料金表に定める料金の額は、この料金表に規定する税別額に消費税を加算した額とします。ただし、外国への通信に係る料金については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

7 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金に関する費用を減免することがあります。

第1表 料金

第1 利用料

1 音声通信サービス契約に係るもの

1-1 適用

区分	内容			
(1)利用料の適用	ア 音声通信サービスには、以下の料金プランがあります。			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">料金プラン</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30秒 10円</td> <td>2 料金表 2-1 に定めるものとします。</td> </tr> </tbody> </table>	料金プラン	内容	30秒 10円
料金プラン	内容			
30秒 10円	2 料金表 2-1 に定めるものとします。			
	イ 利用料の算定は、1の音声通信サービスに係る通信について、2料金額に規定する秒数までごとに行います。			
(2)通信時間の測定等	<p>ア 音声通信に係る通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信を出来ない状態にした時刻までの経過時間とし、「BTV独自の通話サービス」の提携先である楽天コミュニケーションズ株式会社の機器により測定します。</p> <p>イ 楽天コミュニケーションズ株式会社の設置した電気通信設備の故障等、音声通信サービスに係る利用者の責任によらない理由により接続を打ち切ったときは、1-2（利用料）に規定する秒数に満たない通信時間は、利用料の算定に含みません。</p>			

料金額

2-1 30秒10円プランに係るもの

(1) 直加入電話等設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

区分	料金額（税別）
利用料	30秒までごとに10円

(2) 外国への通信に係るもの

取扱地域	料金額（税別）
アメリカ（ハワイ、グアム及びアラスカを含む）、イタリア共和国、インドネシア共和国、オーストラリア、オランダ王国、カナダ、ギリシャ共和国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、サイパン、シンガポール共和国、スペイン、スイス連邦、タイ王国、大韓民国、中国人民共和国（香港及びマカオを含む）、台湾、ドイツ連邦共和国、ニュージーランド、フィリピン共和国、パチカン市国、ブルネイ・ダルサラーム国、フランス共和国、ブラジル連邦共和国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、ロシア連邦	30秒までごとに10円

備考

通信利用の制限について
 オーストラリア、フランス共和国、スペイン、ロシア連邦については、利用を制限している番号帯があります。「BTV独自の通話サービス」の提携先である楽天コミュニケーションズ株式会社のホームページをご参照ください。

別表 1

音声通信が可能な当社又は協定事業者の電気通信サービス等

(1) 直加入電話等設備に係るもの

ア 電気通信番号規則第9条第1号に係るサービス

(ア) 当社に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	電話サービス等に係る 直収通信契約、直収電話契約又は着信用直収電話契約	電話サービス等契約約款

(イ) 協定事業者に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約又は臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用IP通信網サービスに係る 第1種契約又は第2種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約又は臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
	総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用IP通信網サービスに係る 第1種契約又は第2種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
エヌ・ティ・ティ・コミュニ	電話等サービスに係る	電話等サービス契約約款

ケーションズ株式会社	専用アクセス契約	
KDD I 株式会社	電話サービスに係る ダイレクト電話契約又は臨時ダイレクト電話契約 総合デジタル通信サービスに係る ダイレクト通信契約又は臨時ダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款 総合デジタル通信サービス契約約款
	F T T H電話サービスに係る F T T H電話契約	F T T Hサービス契約約款
	光ダイレクトサービスに係る 光ダイレクト電話契約	光ダイレクトサービス契約約款
	電話サービスに係る 直加入電話契約 総合デジタル通信サービスに係る 直加入通信契約	ビジネスダイレクトサービス契約約款
ソフトバンクモバイル株式会社	電話サービスに係る ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約又は加入電話契約 総合デジタル通信サービスに係る デジタルダイレクト通信契約、臨時デジタルダイレクト通信契約又はデジタル加入通信契約 I P電話サービスに係る 第3種IP契約、第4種IP契約 第5種IP契約、第6種IP契約	電話サービス等契約約款 I P電話サービス契約約款
	第2種I P電話契約又は第3種I P電話契約	I P電話サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	第1種総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約又は短期第1種契約	総合デジタル通信サービス契約約款

	第2種総合デジタル通信サービスに係る 第2種契約又は短期第2種契約	
	光電話サービス契約 オフィス光電話サービス契約 I P電話契約 光電話集合単体サービス契約	光電話サービス契約約款 オフィス光電話サービス契約約款 I P電話サービス契約約款 光電話集合単体サービス契約約款
株式会社ケイ・オプティコム	音声利用 I P通信網サービスに係る 第1種契約又は第2種契約	音声利用 I P通信網サービス契約約款
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	I P電話サービス契約 音声利用 I P通信網サービス契約	I P電話サービス契約約款 音声利用 I P通信網サービス契約
株式会社STNet	光電話サービス契約約款	光電話サービス契約約款
九州通信ネットワーク株式会社	第2種 I P電話サービス契約	I P電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム関東	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム東京	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコムウエスト	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム湘南	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム福岡	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム北九州	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルネット下関	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルネット神戸芦屋	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
浦和ケーブルテレビネット	電話サービスに係る	電話サービス契約約款

ワーク株式会社	加入電話契約	
株式会社メディアさいたま	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
土浦ケーブルテレビ株式会 社	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム札幌	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム千葉	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
アルテリア・ネットワークス 株式会社	直加入サービスに係る 直加入契約	UCOM 光サービス契約約款
KVH株式会社	総合デジタル通信サービス に係る ISDN契約	総合デジタル通信サービ ス契約約款
ZIP Telecom株 式会社	ZIP Telecom電話 サービスに係る ZIP Telecom電 話サービス契約	ZIP Telecom電 話サービス契約約款
ベライゾンジャパン合同会 社	電話等加入契約	電話サービス契約約款
株式会社三通	総合デジタル通信サービス 契約	電話サービス契約約款

イ 電気通信番号規則別表第1第11号に係るサービス

(ア) 当社に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
フュージョン・コミュニケー ションズ株式会社	IP電話サービスに係る IP電話契約	電話サービス等契約約款
	音声通信サービスに係る 第1種音声通信契約、第2 種音声通信契約、第3種音 声通信契約及び第4種音 声通信契約	IPデータ通信網サービス 契約約款
	音声通信サービス	特定IPデータ通信網サービ ス契約約款

(イ) 協定事業者に係るもの

事業者の名称
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
ソフトバンクモバイル株式会社
株式会社NTTぷらら
株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー
KDDI株式会社
東北インテリジェント通信株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
株式会社ケイ・オブティコム
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
株式会社STNet
九州通信ネットワーク株式会社
アルテリア・ネットワークス株式会社
ZIP Telecom株式会社
株式会社NTTドコモ

(2) 携帯自動車電話設備に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	FOMAサービスに係る契約	FOMAサービス契約約款
	Xiサービス契約に係る契約	Xiサービス契約約款
	衛星電話サービスに係る衛星電話契約	衛星電話サービス契約約款
KDDI株式会社	au契約	au(WIN)通信サービス契約約款
	LTE契約	au(LTE)通信サービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	au契約	au(WIN)通信サービス契約約款
	LTE契約	au(LTE)通信サービス契約約款
ソフトバンクモバイル株式会社	3G通信サービスに係る3Gサービス契約	3G通信サービス契約約款

ソフトバンクモバイル株式会社	ワイモバイル通信サービスに係る契約 EMOBILE通信サービスに係る契約	ワイモバイル通信サービス契約約款(電話サービス編) EMOBILE通信サービス契約約款(EMOBILE LTE編) (電話)
----------------	---	---

(3) PHS設備に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
ソフトバンクモバイル株式会社 株式会社ウィルコム沖縄	ワイモバイル通信サービスに係る契約 ウィルコム通信契約	ワイモバイル通信サービス契約約款(PHSサービス編) ウィルコム通信サービス契約約款